

子育て世代包括支援センター支援事業

県は、市町村が「妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な体制整備」をするための支援を実施する。

(1) 産科医療機関等連携会議

妊娠期からの虐待予防及び早期発見も含め、県内における市町村・関係機関と連携した妊娠期から子育て期までの切れ目のない体制整備を検討・推進する。小規模町村の体制整備の検討を図る。(2回予定)

(2) 妊娠出産包括支援推進会議(県)

最新情報や先進地の取り組み、次年度予算などについて、市町村を対象に会議を実施し、本事業の推進を図る。(2回予定)

(3) 妊娠出産包括支援連絡会議(保健所)

市町村・医療機関・関係機関とともに管内における妊娠期から子育て期まにわたるまでの支援体制の整備を図る。(2回予定)

(4) 市町村ヒアリング

妊娠出産包括支援事業等実施及び次年度実施予定市町村に対してヒアリングを実施。

(5) 母子保健コーディネータースキルアップ研修会

産前・産後サポート事業、産後ケア事業に従事する職員に対し、妊産婦などへの支援の質の向上を図るための研修会を開催。(2回予定)

(6) 「妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子保健活動マニュアル」の作成

地域特性に応じた子育て支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**



地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施

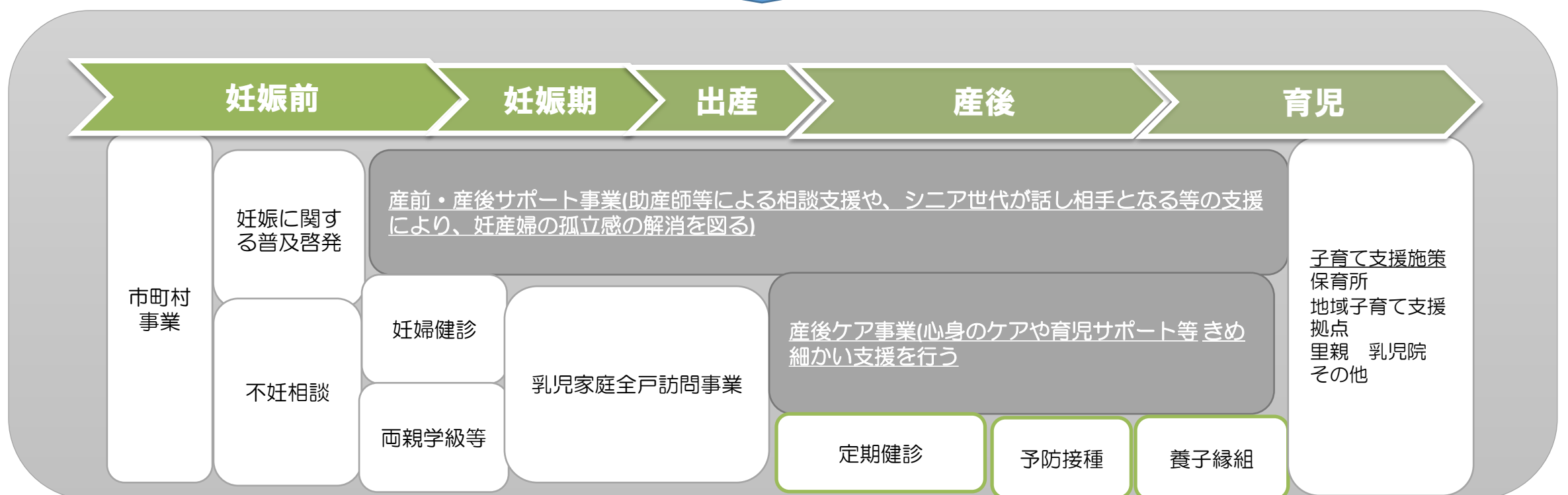


妊産婦等を支える地域の包括支援体制構築

子育て世代包括支援センター「妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ窓口」

コーディネート(助産師・保健師・社会福祉士)

情報共有



県内市町村の子育て包括支援センター設置状況

(平成27年度)
4市町村

(平成28年度)
12市町村

(平成29年度)
19市町村

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、自立支援の確立、必要な情報の提供等を供与することで、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小児慢性特定疾病児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図る。

小児慢性特定疾病児童等自立支援員

(1) 目的

小児慢性特定疾病児童等の成人後の自立が円滑に進むよう、小児期から成人期にかけて切れ目のない支援を行う。このため、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（以下「自立支援員」という。）による各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、小児慢性特定疾病児童等の自立促進を図る。

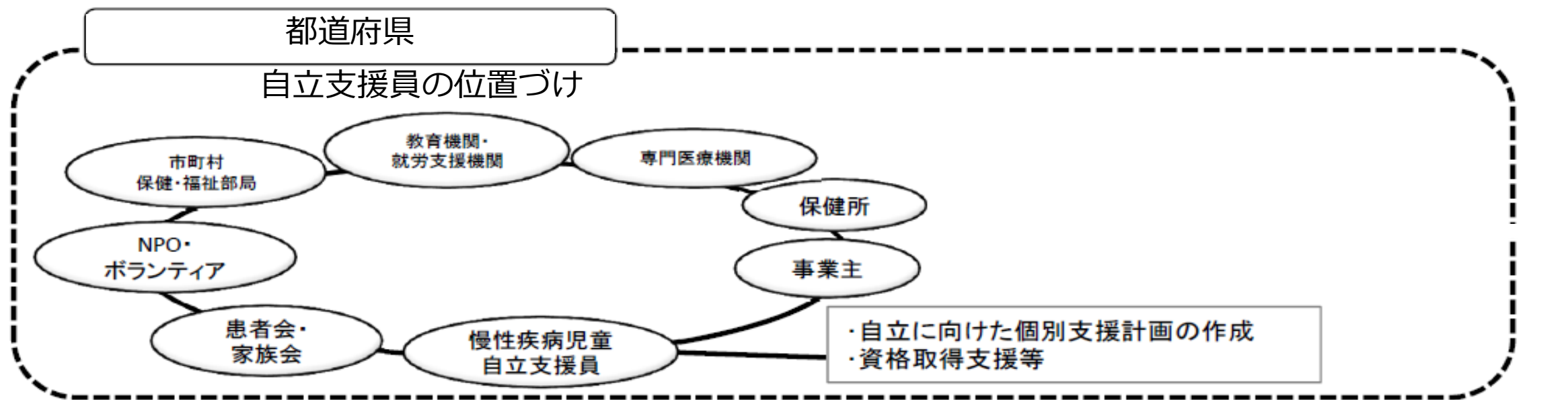
(2) 自立支援員の業務の根拠規定

児童福祉法第19条の22第1項

※「都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等に対する医療及び小児慢性特定疾病児童等の福祉に関する各般の問題につき、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。」

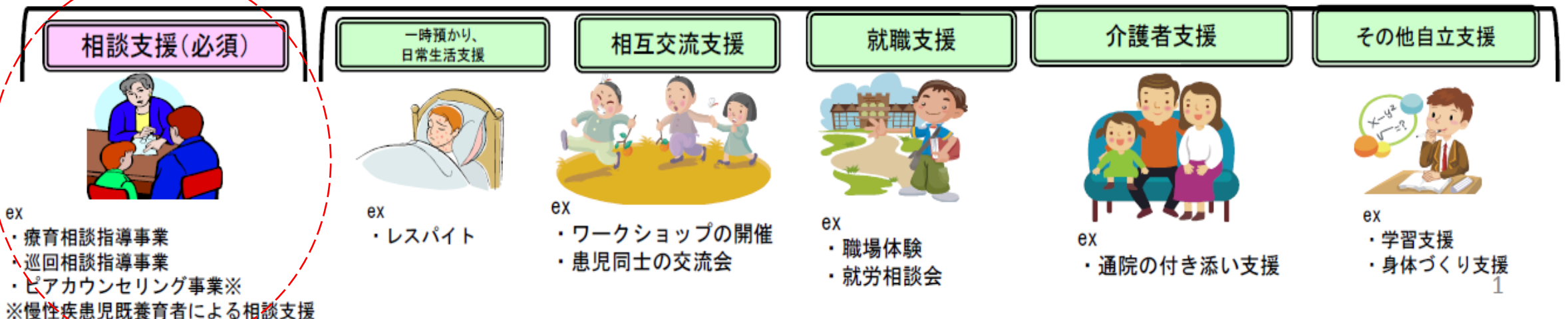
(3) 自立支援による支援内容

- ① 自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ
小児慢性児童等の状況・希望等を踏まえ、自立・就労に向け、地域における各種支援策の活用についての実施機関との調整、小児慢性児童等が自立に向けた計画を策定することの支援及びフォローアップ等を実施。
- ② 関係機関との連絡調整等
小児慢性児童等への個別支援として、学校、企業等との連絡調整、各種機関・団体の実施している支援策について情報の提供等を行う。
- ③ 小児慢性特定疾病児童等地域支援検討会への参加



《 必須事業 》

《 任意事業 》



県内保健所で実施（H28年度～）
自立支援員（各保健所保健師）